平成２６年（フ）第２３６０号
大阪府東大阪市寿町２丁目11番18号、前住所
大阪府東大阪市衣摺３丁目10番14号
債務者　梅本　益美
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３９０号
大阪府池田市伏尾町76番地の16―635号
債務者　肥後真郎こと　肥後　眞郎
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４３１号
大阪市此花区高見１丁目７番15―1407号
債務者　矢野　治美
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４５９号
大阪府東大阪市下小阪１丁目８番14号
債務者　小泉　信行
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４６０号
大阪市東淀川区大桐１丁目17番１―101号
債務者　栗栖　　甲
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５０１号
大阪市城東区成育３丁目19番６―312号
債務者　金田敬浩こと　金　　敬浩
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０３号
奈良県磯城郡田原本町大字千代356番地の８
債務者　梶田　栄計
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
岐阜県安八郡安八町南今ヶ渕418番地の１
グランシエル503号
債務者　井上詠一朗
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
和歌山県海南市藤白656番地44
債務者　大野　千久
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６４号
和歌山県橋本市城山台３丁目20番地の２
債務者　一杉　亮太
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５１４号
埼玉県桶川市東２丁目12番23号
債務者　三上　眞代
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５７６号
埼玉県桶川市大字加納61番地の２　プロムナードヨシホＡ―５号
債務者　河源徳文こと　河　　得文
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
埼玉県三郷市早稲田７丁目７番地３号棟306号
債務者　庄司　喜衣
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
埼玉県行田市佐間３丁目15番16号
債務者　櫻井ひさよ
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１３５号
埼玉県比企郡滑川町みなみ野３丁目７番地11　カメリアコート201
債務者　野田　ラ　ロサ　ファンこと　ノダ　ラ　ロサ　ファン
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１３７号
埼玉県児玉郡神川町大字熊野堂85―１　ステージ６Ｃ棟202号室、住民票上の住所群馬県藤岡市小林362番地３　萩原アパート
債務者　小林　　尚（旧姓黒沢）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４２号
埼玉県羽生市西４丁目14番地４
債務者　川邉　洋子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部